

令和 2 年

奈良市議会 5 月臨時会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 13 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係 る報告について……………	1
〃 第 14 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係 る報告について……………	12
〃 第 15 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 16 号	市長専決処分の報告について……………	27
〃 第 17 号	市長専決処分の報告について……………	33
〃 第 18 号	市長専決処分の報告について……………	35
〃 第 19 号	市長専決処分の報告について……………	37
〃 第 20 号	市長専決処分の報告について……………	39
〃 第 21 号	市長専決処分の報告について……………	41
〃 第 22 号	市長専決処分の報告について……………	43
〃 第 23 号	市長専決処分の報告について……………	45
〃 第 24 号	市長専決処分の報告について……………	47
奈良市議案第 55 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	49
〃 第 56 号	令和 2 年度奈良市一般会計補正予算（第 1 号）……………	52
〃 第 57 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改 正について……………	69
〃 第 58 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	71
〃 第 59 号	奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について……………	73

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

令和元年9月2日、9月19日、9月27日、11月7日、11月13日、11月20日及び12月3日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

審査請求人が、処分庁に対して、平成31年4月15日付けで、審査請求人に係る平成31年3月から平成32年2月までの下水道使用料の免除を申請したところ、処分庁は、令和元年5月10日付けで、これを不承認とする処分（以下「31年処分」という。）を行った。

処分庁は、審査請求人に対し、令和元年6月5日付け、同年7月2日付け、同年8月5日付け及び同年9月4日付けで、それぞれ審査請求人が納付すべき平成31年4月分から令和元年7月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を送付した。

処分庁は、審査請求人が平成31年3月分から令和元年6月分の各水道料金・下水道使用料を各納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成31年3月分から令和元年6月分の各水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

処分庁は、審査請求人による、令和元年5月29日以降、同年8月21日までの間

に順次行われた、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成30年8月分から平成31年2月分の水道料金支払猶予申請並びに平成30年7月分及び同年9月分から平成31年2月分の下水道使用料の支払猶予申請に対して、令和元年6月3日以降、同年8月26日までの間に、それぞれ不承認通知書を送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

2. 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。

審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承

認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理

由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということを述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。

前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和2年2月13日までの間）に、審査庁に対して、98件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が令和元年5月10日に行った、平成31年度下水道使用料免除不承認処分（以下「31年処分」という。）の取消し又は変更を求める審査請求も含まれている。

以上のほか、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものであるほか、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3. 審査請求人の主張の要旨

31年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあたって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって31年処分の後続処分となる、その余の本件処分等も違法なものである。

また、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起し、既に多数の棄却又は却下裁決がなされていることや、審査請求人の職員に対する誹謗中傷等の行為について奈良市不当要求行為等審査会により不当要求として認定され、審査請求人に対して警告書が送付されているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

31年処分にあたっては、処分庁は審査請求人に対し、書面により不承認の理由を具体的に通知しており、行手条例第8条第1項に違反するものではなく、何ら違法ではないが、仮にそれらの処分が違法であったとしても、それによって平成31年度分の下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、審査請求人がそれらの下水道使用料の支払義務を負い、又は同義務を履行しなかったことによりなされた下水道処分等の効果に影響するものではない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、審査請求人の主張する支払猶予申請の理由は、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）第39条及び同条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）第31条の定める支払猶予を行うことが出来る場合に該当せず、かつ処分にあたっては根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものでもない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

下水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、31年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、31年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他31年処分との関係とは別に下水道処分等自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中

傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求はより頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての98件にも上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

これらの98件の審査請求のうち、(前件審査請求については、平成30年6月

28日)平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、第9号及び第11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。

そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び第14号請求については平成31年4月24日、平成30年度第16号及び第18号から第20号請求については令和元年6月3日、平成30年度第17号請求については令和元年6月5日、平成30年度第22号から第38号、第40号及び第41号請求については令和元年8月7日、平成30年度第39号請求については、令和元年8月20日、平成31年度第1号から第5号請求、令和元年度第6号から第9号、第11号及び第12号請求については、令和元年10月21日、令和元年度第10号請求については、令和元年10月24日、令和元年度第13号請求については、令和元年11月21日、令和元年度第14号及び第17号請求については、令和元年11月29日、令和元年度第56号請求については、令和元年12月25日、令和元年度第15号、第16号、第18号から第21号、第23号から第28号及び第30号から第34号請求については、令和元年12月26日、令和元年度第29号請求については、令和2年1月27日、令和元年度第35号請求については、令和2年1月29日、令和元年度第22号請求については、令和2年1月30日に、処分性を有しない催告について申し立てられたものであったことを理由とする令和元年度第56号請求を除き、いずれも審査請求権の濫用にあたることを理由として、それぞれ却下裁決がなされている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実

質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書(以下「本件補正質問」という。)により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限ま

では、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本案前のその余の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和2年3月23日

使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

第1 審査請求年月日

令和元年12月24日

第2 主文

本件各審査請求を却下する。

第3 事実及び意見の理由

1 事案の概要

審査請求人が、処分庁に対して、平成31年4月15日付けで、審査請求人に係る平成31年3月から平成32年2月までの下水道使用料の免除を申請したところ、処分庁は、令和元年5月10日付けで、これを不承認とする処分（以下「31年処分」という。）を行った。

処分庁は、審査請求人による、令和元年9月19日付けの、本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成31年3月分の下水道使用料の支払猶予申請及び同年4月分の水道料金の支払猶予申請に対して、いずれも令和元年9月25日に、それぞれ不承認通知書を送付した。

処分庁は、審査請求人に対し、令和元年10月3日付けで、審査請求人が納付すべき令和元年8月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を送付した。

これら本件各処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したもので

ある。

2 本件各審査請求に至る経緯

(1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分にあたって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

(2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等や、これらの部署等の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべ

き理由の説明及び当該徴収金を免除せよとの要求を繰り返して行っていた。

その説明及び要求は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきこと

を主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということ述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び対応の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。また、この説明及び対応の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求(以下「前件審査請求」という。)を行った。前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで(平成3

0年7月10日から令和2年3月12日までの間)に、審査庁に対して、110件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が令和元年5月10日に行った、31年処分の取消し又は変更を求める審査請求も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

3 審査請求人の主張の要旨

21年承認は、審査請求人の世帯の経済的損失等が回復されるまで毎年免除申請せずとも水道料金を免除することを承認する処分であるから、本件納入通知処分等は、無効又は取り消されるべきである。

また、31年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって31年処分の後続処分となる本件納入通知処分等は、違法なものである。

さらに、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様

の審査請求を大量かつ執拗に反復提起し、既に多数の棄却又は却下裁決がなされていることや、審査請求人の職員に対する誹謗中傷等の行為について奈良市不当要求行為等審査会により不当要求として認定され、審査請求人に対して警告書が送付されているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道料金に係る各措置は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道料金に係る各措置を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

(2) 本案の主張

31年処分にあたっては、処分庁は審査請求人に対し、書面により不承認の理由を具体的に通知しており、行手条例第8条第1項に違反するものではなく、何ら違法ではないが、仮にそれが違法であったとしても、それによって平成31年度分の下水道使用料を免除する効果が発生するものではなく、審査請求人はそれらの下水道使用料の支払義務を負うところ、本件納入通知処分等につき違法性の発生する余地はない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、審査請求人の主張する支払猶予申請の理由は、奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）第39条及び同条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）第31条の定める支払猶予を行うことが出来る場合に該当せず、かつ処分にあたっては根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものでもない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道使用料に係る各処分は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

5 本件各審査請求の争点

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点と

なる。

イ 水道処分等の処分性の有無

水道料金に係る各措置に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

(2) 本案の争点

ア 水道料金に係る各措置の違法性

水道料金に係る各措置に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 本件納入通知処分等の違法性

本件納入通知処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、31年処分の違法性が本件納入通知処分等の効力に影響し得るか、31年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他31年処分との関係とは別に本件納入通知処分等自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式の審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益

も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金の免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めている処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求は、より頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての(前件審査請求後に審査庁に対して提起されたものだけでも)110件にも上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

これらの110件の審査請求のうち、(前件審査請求については、平成30年6月28日)平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月2

5日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、第9号及び第11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。

そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び第14号請求については平成31年4月24日、平成30年度第16号及び第18号ないし第20号請求については令和元年6月3日、平成30年度第17号請求については令和元年6月5日、平成30年度第22号から第38号、第40号及び第41号請求については令和元年8月7日、平成30年度第39号請求については、令和元年8月20日、平成31年度第1号から第5号請求、令和元年度第6号から第9号、第11号及び第12号請求については、令和元年10月21日、令和元年度第10号請求については、令和元年10月24日、令和元年度第13号請求については、令和元年11月21日、令和元年度第14号及び第17号請求については、令和元年11月29日、令和元年度第56号請求については、令和元年12月25日、令和元年度第15号、第16号、第18号から第21号、第23号から第28号及び第30号から第34号請求については、令和元年12月26日、令和元年度第29号請求については、令和2年1月27日、令和元年度第35号請求については、令和2年1月29日、令和元年度第22号請求については、令和2年1月30日、令和元年度第36号から第41号、第43号から第54号、第58号、第59号、第61号、第62号請求については、令和2年3月23日に、処分性を有しない催告について申し立てられたものであったことを理由とする令和元年度第56号請求を除き、いずれも審査請求権の濫用にあたることを理由として、それぞれ却下裁決がなされている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、(特定の職員に対する誹謗中傷及び情緒的記載の他には)本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである(なお、審査請求人は、前件審査請求以降の行為も含め、奈良市の

特定の職員らによる「事実の捏造」及び申請権行使の妨害等についても本件各処分等が違法不当であることの根拠として主張するかのようであるが、これらは要するに「奈良市の償い」及びこれに関する合意が存在するにもかかわらず処分庁の一部職員らが不当にもそれを無視し又は隠蔽しているのだという審査請求人の見解に過ぎず、本件各審査請求における審査請求人の実質的主張が、審査請求人により多数繰り返される他の審査請求と同一の「奈良市の償い」及びこれに関する合意に係るものであるとの認定に影響するものではない。)。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書(以下「本件補正質問」という。)により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不

利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

イ 本案前のその余の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

(2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和2年4月13日

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度奈良市一般会計
補正予算（第8号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	26,780 千円	31,370 千円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1. 変更分

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
西大寺駅南 1. 地区土地 画整理事業費	西大寺駅南 1. 地区土地 画整理事業費	西大寺駅南地区 土地画整理事業	千円 1,153,100	千円 1,580,600

1. 一般会計

(1) 繰越明許費

(1. 変更分)

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			計上予算額	繰越予算額	計上予算額	繰越予算額
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	143,303	26,780	143,303	31,370

2. 土地区画整理事業特別会計

(1) 繰越明許費

(1. 変更分)

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			計上予算額	繰越予算額	計上予算額	繰越予算額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	3,044,161	1,153,100	3,044,161	1,580,600

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年3月27日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年12月16日午後1時40分頃、奈良市登美ヶ丘二丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1. 損害賠償の額 115,500円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年4月6日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年12月24日午前1時30分頃、奈良市東九条町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車の底部が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 68,100円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年4月6日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年12月30日午後7時頃、奈良市奈保町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車のフロントバンパー等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 449,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年4月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年2月19日午前9時頃、奈良市藤ノ木台一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションの車止めポールに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 61,600円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年4月17日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年1月8日、西之阪地区改良住宅において、駐車場のフェンスが外れ、駐車していた相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1. 損害賠償の額 500,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年12月3日午前7時50分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の原動機付自転車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 59,301円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年4月20日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年12月6日午後3時25分頃、奈良市法蓮町地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所の外壁と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 99,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和2年4月23日

奈良市長 仲川 元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年3月11日午前10時30分頃、奈良市中町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 4,800円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市介護保険条例の一部改正について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,300円」を「21,000円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,300円」を「21,000円」に、「40,300円」を「31,600円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,300円」を「21,000円」に、「47,300円」を「45,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和2年度奈良市一般会計
補正予算（第1号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,953,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,053,072千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16. 国庫支出金		26,263,808	36,339,272	62,603,080
	2. 国庫補助金	1,497,319	36,339,272	37,836,591
17. 県支出金		9,203,885	4,800	9,208,685
	4. 県交付金	1,480,303	4,800	1,485,103
20. 繰入金		595,569	609,000	1,204,569
	2. 基金繰入金	591,292	609,000	1,200,292
歳入合計		144,100,000	36,953,072	181,053,072

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3. 民生費		62,238,331	36,379,272	98,617,603
	1. 社会福祉費	27,741,312	35,880,000	63,621,312
	2. 児童福祉費	21,269,748	499,272	21,769,020
7. 商工費		1,183,510	469,000	1,652,510
	1. 商工費	1,183,510	469,000	1,652,510
11. 教育費		13,341,727	4,800	13,346,527
	5. 幼稚園費	958,338	4,800	963,138
15. 予備費		50,000	100,000	150,000
	1. 予備費	50,000	100,000	150,000
歳出合計		144,100,000	36,953,072	181,053,072

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	26,263,808	36,339,272	62,603,080
17 県支出金	9,203,885	4,800	9,208,685
20 繰入金	595,569	609,000	1,204,569
歳 入 合 計	144,100,000	36,953,072	181,053,072

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	62,238,331	36,379,272	98,617,603	36,339,272			40,000
7 商工費	1,183,510	469,000	1,652,510				469,000
11 教育費	13,341,727	4,800	13,346,527	4,800			—
15 予備費	50,000	100,000	150,000				100,000
歳 出 合 計	144,100,000	36,953,072	181,053,072	36,344,072			609,000

一般財源内訳 繰入金 609,000

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	1,034,457	36,339,272	37,373,729	1 社会福祉総務 費補助金	35,880,000	特別定額給付金給付事業費補助金 35,600,000 特別定額給付金給付事務費補助金 280,000
				5 児童措置費補 助金	367,000	児童手当臨時特別給付金給付事業費補助金
				6 児童福祉総務 費補助金	44,546	感染症対策事業費補助金 6,179 感染症対策等環境改善事業費補助金 24,367 児童手当臨時特別給付金給付事務費補助金 14,000
				7 保育所費補助 金	2,100	感染症対策等環境改善事業費補助金
				8 認定こども園 費補助金	5,100	感染症対策等環境改善事業費補助金
				13 学童保育費補 助金	40,526	放課後児童健全育成事業費補助金
計	1,497,319	36,339,272	37,836,591			

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費県交付金	125,000	4,800	129,800	1 幼稚園費交付金	4,800	教育支援体制整備事業費交付金
計	1,480,303	4,800	1,485,103			

第17款 県支出金

第20款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	200,000	609,000	809,000	1 財政調整基金繰入金	609,000	財政調整基金繰入金
計	591,292	609,000	1,200,292			

第20款 繰入金

3. 歳出
第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,626,592	35,880,000	37,506,592	特定財源 35,880,000 (内訳) 国庫支出金 35,880,000	1 報酬	7,582	特別定額給付金事業経費
					4 共済費	94	
					8 旅費	1,800	
					10 需用費	10,524	
					11 役務費	60,000	
					12 委託料	200,000	
					18 負担金補助及び交付金	35,600,000	
					計	27,741,312	

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,547,119	44,546	1,591,665	特定財源 44,546	10 需用費	2,100	児童手当事務経費 14,000 地域子育て支援拠点事業経費 1,800 保育環境改善事業経費 25,146 ファミリーサポートセンター事業経費 3,600
				(内訳) 国庫支出金 44,546	11 役務費	3,800	
					12 委託料	13,500	
					18 負担金補助及び交付金	25,146	
2 児童措置費	8,644,944	367,000	9,011,944	特定財源 367,000 (内訳) 国庫支出金 367,000	19 扶助費	367,000	児童手当支給経費
3 認定こども園費	4,770,392	5,100	4,775,492	特定財源 5,100 (内訳) 国庫支出金 5,100	10 需用費	5,100	認定こども園運営管理経費
4 保育所費	1,389,802	2,100	1,391,902	特定財源 2,100 (内訳) 国庫支出金 2,100	10 需用費	2,100	保育所運営管理経費
6 母子福祉費	1,631,405	40,000	1,671,405	一般財源 40,000	19 扶助費	40,000	児童扶養手当支給経費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 学童保育費	948,432	40,526	988,958	特定財源 40,526	10 需用費	39,701	学童保育経費
				(内訳) 国庫支出金 40,526	18 負担金補助及び交付金	825	
計	21,269,748	499,272	21,769,020	特定財源 459,272 一般財源 40,000			

第3款 民生費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	63,551	469,000	532,551	一般財源 469,000	10 需用費	500	中小企業振興対策経費
					11 役務費	500	
					18 負担金補助及び交付金	468,000	
計	1,183,510	469,000	1,652,510	特定財源 0 一般財源 469,000			

第7款 商工費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	958,338	4,800	963,138	特定財源 4,800 (内訳) 県支出金 4,800	10 需用費	2,000	幼稚園運営管理経費
					17 備品購入費	2,800	
計	958,338	4,800	963,138	特定財源 4,800 一般財源 0			

第11款 教育費

第15款 予備費

第1項 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	50,000	100,000	150,000	一般財源 100,000	95 予備費	100,000	予備費
計	50,000	100,000	150,000	特定財源 0 一般財源 100,000			

第15款 予備費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	238 [2,065]	2,431,341	546,431	371,644	3,349,416	452,671	3,802,087	
補正前	238 [2,052]	2,423,759	546,431	371,644	3,341,834	452,577	3,794,411	
比 較	0 [13]	7,582			7,582	94	7,676	

[] 内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内訳	区 分	通勤手当	超過勤務手当	期末手当
	補正後	18,765	49,272	303,607
	補正前	18,765	49,272	303,607
	比 較			

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	7,582	特別定額給付金事業経費	7,582		

一般会計款別性質別経費総括表

(単位：千円)

款 性質区分	民生費	商工費	教育費	予備費	合計
人件費	7,676				7,676
扶助費	407,000				407,000
物件費	338,625	1,000	4,800		344,425
補助費等	35,625,971	468,000		100,000	36,193,971
計	36,379,272	469,000	4,800	100,000	36,953,072

物件費の内訳表

附表 1

(単位：千円)

節 会計及び款	旅 費	需 用 費	細 節		役 務 費	細 節		委 託 料	備品購入費	計
			消 耗 品 費	印 刷 製 本 費		通 信 運 搬 費	手 数 料			
民 生 費	1,800	59,525	55,525	4,000	63,800	45,800	18,000	213,500		338,625
商 工 費		500	500		500	500				1,000
教 育 費		2,000	2,000						2,800	4,800
一 般 会 計 合 計	1,800	62,025	58,025	4,000	64,300	46,300	18,000	213,500	2,800	344,425

その他経費の内訳表

附表 2

(単位：千円)

節 会計及び款	負担金補助 及び交付金	扶 助 費	予 備 費	計
商 工 費	468,000			468,000
予 備 費			100,000	100,000
一 般 会 計 合 計	36,093,971	407,000	100,000	36,600,971

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

16 令和2年6月及び同年12月に支給する市長等の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の30(副市長にあつては、100分の10)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 令和2年6月及び同年12月に支給する教育長の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部

を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 7 令和2年6月及び同年12月に支給する監査委員の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 8 令和2年6月及び同年12月に支給する管理者の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当を減額しようとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 14 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日（その日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 15 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条

第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

16 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

17 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第15項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

18 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

19 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等のうち国民健康保険加入者に対し傷病手当金を支給するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年5月1日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（市において行う事務の特例）

第3条 広域連合条例附則第4条第1項の規定による傷病手当金の支給が行われる間、市は、第2条の規定により行う事務のほか、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等のうち後期高齢者医療制度加入者に対し傷病手当金を支給するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

